

## 社会福祉法人 遊佐町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人遊佐町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び旅費に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
  - (2)非常勤役員等については、法人業務を行う場合に、報酬として日額3,000円を支給する。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(旅費)

第4条 役員が、その職務のため、法人業務を行う場合に、職員就業規則第52条を準用し、旅費を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、職員就業規則第35条に準ずる額
- (2)賞与については、職員就業規則第44条及び第45条に準ずる額
- (3)退職手当については、職員就業規則第66条に準ずる額
- (4)通勤手当については、職員就業規則第41条に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)常勤役員等の報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員就業規則第35条第4項に準じた日とする。

- (2) 非常勤役員の報酬については、都度、通貨をもって本人に支給する。
  - (3) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
  - (4) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第7条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人 遊佐町社会福祉協議会 評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人遊佐町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び旅費に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会及び協議会運営のための会議等に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

(旅費)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会及び協議会運営のための会議等に出席したときは、職員就業規則第52条を準用し、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。